

繪葉書競技會規定

- 繪葉書は自筆に限る○繪の種類を問はず○粗雑なるものはとらず。
- 課題甲は意匠を主として、乙は技術を主とす。即ち甲は繪はがきの形式を供へし圖案畫にして、乙は餘白を残さず繪と見做すべきもの。
- 甲乙共客員にて審査の結果、一等を得し人には二等の繪葉書を、二等へは三等をと順次高點のものを交換返送す○一等の繪葉書は本會に保存す。
- 課題外の繪葉書は出品十枚迄○A、B、の二級に分ち、出品數に應じて他人の作品を交換返送す。
- 出品メ切は毎月二十日○メ切後到着の分は總て課題外と看做す
- 出品の繪葉書には裏面(畫面に非ず)に姓名若くは雅號を記入し春鳥會宛送られたし
- 繪葉書を開き封にて送るものは姓名と畫題の外一切文字を記すべからず○封書にて送るものも不足税にならぬやう注意を要す
- 競技會は毎月第四日曜日午後二時より日本橋區本石町十軒店三、門井學校内に於て開會○出品者は參觀自由。但前以て會費を添へ出席の旨通報されたし。
- 出品繪葉書は開會後五日以内に交換返送すべし○結果は雜誌「みづゑ」にて報告す、途中の紛失は其責に任せず。
- 壹圓の出品毎に會費金五錢 出席者は一人に付金拾錢を要す。○郵券代用差支なし○多人數にても一まとめにし送るものは會費同じく五錢○數回分一時に送付するも妨なし。

(後付の六)

本誌規定

發行日 定價 注意

毎月一回三日發兌
一冊送料共十八錢三冊同五十二錢六冊同壹圓十冊同壹圓六十錢見本一部郵券にて二十錢
前金の外一切送本せず○前金切れたる時は帶封を朱書すべし○代金は郵便爲替を望む○拂渡局は小石川小日向水道町郵便局○郵券代用はなるべく一錢切手にて一冊廿錢の割○送金不足の際は殘金着迄發送せず○未納又は不足税の郵便物は受取らず○代金の受取證を要するものは郵便切手一錢五厘を送れ○照會は往復はがき○住所姓名は明記されたし○註文の際は何號よりと明記されたし
御照會を請ふ○メ切前月二十日

廣告料

明治三十八年六月二十九日內務省許可
明治三十九年十月二十九日印刷
明治三十九年十一月三日發行

(第十八)

不許複製

編輯兼發行人 東京市小石川區關口駒井町三番地 大下 藤次郎

印刷 東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目 十二番地 青木 弘

印刷 東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目 十二番地 株式會社 秀英舍 第一工場

發行所 東京市小石川區關口駒井町三番地 春鳥會